

本巣市空き家バンク事業の実施に関する取決め事項確認書

本巣市（以下「甲」という。）と公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会岐阜北支部（以下「乙」という。）が締結した本巣市空き家バンク事業の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり本巣市空き家バンク事業の実施に関する取決め事項確認書を締結する。

（総則）

第1条 この確認書は、協定書の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

（推進委員会）

第2条 乙は、本巣市空き家バンク事業を円滑に推進するため、本巣市空き家バンク推進委員会を設置するものとする。

（協力事業者）

第3条 甲は、乙の支部会員から協定書第2条第2項に規定する協力事業者届出書を受理した場合には、この届出書の写しを乙に送付するものとする。

2 乙は、前項の届出書を受理次第、受付番号を付して本巣市空き家バンク協力事業者台帳（以下「管理台帳」という。）を作成し、あわせて成約状況等を管理するものとする。

3 乙は、協定書第4条第2項に規定する協力事業者の選定にあたっては、管理台帳の受付番号順に選定するものとし、甲及び協力事業者に通知するものとする。

4 賃貸借物件については、地理的条件等に鑑み、乙は、前項の規定にかかわらず、管理台帳の受付番号によらないで選定できるものとする。ただし、この場合において選定された協力事業者は、正規の物件も併せて協力事業者としての権利を有するものとする。

5 協力事業者は、乙から空き家バンク登録申込みに係る調査依頼書を受理後、諸般の事情により、やむを得ず調査を辞退する場合にあっては、乙に了解を得たうえで、速やかに調査辞退届（以下「辞退届」という。）を甲及び乙に提出するものとし、これをもって協力事業者としての責務を遂行したものとする。

6 乙は、前項の辞退届が提出された場合においては、原則として管理台帳の受付番号に基づいて次の協力事業者（以下「新たな協力事業者」という。）を選定するものとする。

7 新たな協力事業者は、辞退届物件と合わせて正規に受けるべき物件についても同条第4項に規定する協力事業者として複数の権利を得るものとする。

8 協力事業者を辞任するときは、協力事業者辞任届を書面をもって甲及び乙に提出するものとする。

（物件登録）

第4条 物件登録にあたり、当該物件が協力事業者以外の不動産業者と空き家バンク登録者（以下「登録者」という。）との間において一般媒介契約若しくは専任媒介契約等（以下「媒介契約」という。）が締結されている場合或いは媒介契約は締結されていないものの、媒介を類推される立看板等が設置されている場合において、登録者が媒介契約を解除或いは立看板等が撤去されなければ空き家バンクの物件登録は不可にするものとする。

（物件調査）

第5条 甲は、第3条第3項の規定により担当する協力事業者の通知を受理後、登録者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

2 物件調査を実施する場合においては、登録者若しくは、登録者の代理人が立ち会うことを原則とする。

3 物件調査等において、やむを得ず協力事業者が遠隔地の登録者宅まで出向く場合については、双方が合意のうえ、協力事業者は、登録者に対し費用弁償を請求できるものとする。この場合における費用弁償の算定方法については、公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会の旅費規程第12条第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

4 協力事業者は、空き家バンク登録申込みに係る調査依頼書を受理後、速やかに調査し、原則1か月以内に空き家バンク登録に係る調査結果報告書により甲及び乙に報告するものとする。

（利用登録者の内覧）

第6条 協力事業者は、甲より空き家バンク利用登録者が登録物件の内覧を希望している旨の連絡を受けた場合は、速やかに対応するものとする。

（媒介）

第7条 協力事業者は、協定書第5条の規定により空き家バンクの媒介に係る通知を受理した場合については、速やかに媒介し、成約した場合には、契約書の締結後、この契約書の写しを空き家バンクの媒介に係る結果報告書に添付して甲及び乙に送付するものとする。また、不成約になった場合においても、同様とする。

2 契約の締結にあたり、やむを得ず協力事業者が遠隔地の登録者宅等まで出向く場合については、第5条第3項の規定を準用するものとする。

3 不成約により、協力事業者に損害が生じた場合にあっては、甲及び乙は、賠償の責を負わない。

（雑則）

第8条 この確認書に疑義が生じたとき、または、この確認書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この確認書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月8日

甲 本巣市文殊324番地

本巣市長 藤原 勉



乙 岐阜市福光東1丁目25番1

公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会

岐阜北支部長 林 仁美

